

北海道農業経済学会 会則

(名 称)

第1条 本会は北海道農業経済学会と称する。

(目 的)

第2条 本会は農業経済に関する研究を行い、もって農業経済学と農業・農村の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会はその目的を達成するために、下記の事業を行う。

- (1) 学術大会、研究会または講演会の開催
- (2) 機関誌、その他印刷物の刊行
- (3) 会員情報の管理
- (4) 北海道農業経済学会賞の授与
- (5) 内外研究機関との連絡及び協力
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 本会は農業経済学の研究を志すものによって組織される。

2. 本会の会員は会費を納める。
3. 入会は会員の推薦により、理事会の確認を受けるものとする。ただし、会員の脱退は自由である。
4. 新入会員及び脱退者については会員に報告する。
5. 前4項の他、名誉会員を置くことができる。名誉会員は理事会で決定し、会費を免除する。

(役 員)

第5条 本会に会長1名、副会長若干名、常務理事1名、理事若干名、監事2名の役員をおく。

2. 役員は会員の互選により総会において決める。
3. 正副会長、常務理事は理事の中から選出する。
4. 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、学会誌編集・学会賞選考等の任務を分掌する。会長に事故あるときは、これを代理する。
3. 常務理事は総務を分掌し、事務局を統括する。
4. 理事は会務を執行する。
5. 監事は理事会等必要な会議に出席し、会務の執行および会計を監査する。

(総 会)

第7条 本会は毎年3月に通常総会を開き、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および事業報告
 - (2) 収支予算及び決算
 - (3) 役員を選任
 - (4) その他重要な事項
2. 本会は必要のあるときは臨時総会を開くことができる。
 3. 総会は会長が召集し、その議決には出席会員の過半数の賛成を要する。可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会)

第8条 理事は理事会を構成し、本会の事業・運営に関する事項を審議する。理事会は年1回以上開催し、会長が招集する。

(経費)

第9条 本会の経費は会費、寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。

2. 会費の額は総会の議決を経て決める。

(事務局)

第10条 本会は事務局を北海道大学農学部農業経済学科内に置く。

2. 事務局員は理事会に諮って、これを常務理事が任命する。

(年度)

第11条 本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2. ただし、会計年度は、毎年3月1日に始まり、翌年2月末日に終わる。

(会則改正)

第12条 会則の改正は総会の議決によって行う。

附則 本会則は1970年3月20日より施行する。

附則 本会則は1989年3月8日より施行する。

附則 本会則は2001年3月16日より施行する。

附則 本会則は2015年3月8日より施行する。

附則 本会則は2019年3月10日より施行する。

附則 本会則は2020年4月1日より施行する。